

## 第6章 精神保健

さいたま市の精神保健福祉は、保健所、保健センター、支援課、こころの健康センター（精神保健福祉センター）など下記の関係課所が連携し、事業を進めている。

保健センターでは、一次相談、支援課では、福祉サービスに関する相談を行っている。また、保健所では、専門相談機関として相談全般及び受診援助を行うとともに、保健センター、支援課、福祉課、障害者生活支援センター等への技術協力を行っている。さらに、こころの健康センターでは、保健所、保健センター、支援課への技術協力、教育研修及び専門相談等を行っている。

### 1 精神保健相談

〔保健所・保健センター〕

保健所、保健センターでは、市民や関係機関からの精神保健福祉に関する相談を実施している。

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第 47 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項関係 〉

#### (1) 電話相談

	実 人 員	実人員の再掲 (新規者の受付経路)		延 人 員														計の再掲					
		医療 機関	その 他	老人 精神 保健	社 会 復 帰	ア ル コ ー ル	薬 物	ギ ャ ン プ ル	ゲ ー ム	思 春 期	心 の 健 康 づ く り	う つ ・ う つ 状 態	摂 食 障 害	て ん か ん	そ の 他	計	ひ き こ も り	発 達 障 害	自 殺 関 連	自 死 遺 族	犯 罪 被 害	災 害	
																							延
総 数	1,356	43	495	61	32	94	11	2	1	49	1,044	120	7	18	5,214	6,653	32	56	57	1	1	0	
保 健 所	976	30	247	36	16	87	11	1	1	44	93	41	0	0	3,811	4,141	26	33	28	1	1	0	
保 健 セ ン タ ー	西 区	55	0	55	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	358	366	1	0	0	0	0	0	
	北 区	56	0	15	1	0	0	0	0	1	25	7	0	16	60	110	0	20	0	0	0	0	
	大 宮 区	28	0	18	0	0	0	0	0	1	25	9	0	0	31	66	2	0	0	0	0	0	
	見 沼 区	82	7	48	18	0	5	0	0	1	108	24	4	2	64	226	0	2	0	0	0	0	
	中 央 区	14	1	2	0	0	0	0	1	0	75	0	0	0	197	273	0	0	8	0	0	0	
	桜 区	28	0	28	0	0	1	0	0	0	675	22	0	0	5	703	0	0	0	0	0	0	
	浦 和 区	61	3	36	6	0	0	0	0	2	10	5	0	0	85	108	0	0	6	0	0	0	
	南 区	3	0	3	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	9	25	0	0	0	0	0	0	
	緑 区	10	0	2	0	0	0	0	0	0	25	11	0	0	9	45	1	1	10	0	0	0	
岩 槻 区	43	2	41	0	0	1	0	0	0	0	1	3	0	585	590	2	0	5	0	0	0		

#### (2) 来所面接

	実 人 員	実人員の再掲 (新規者の受付経路)		延 人 員														計の再掲					
		医療 機関	その 他	老人 精神 保健	社 会 復 帰	ア ル コ ー ル	薬 物	ギ ャ ン プ ル	ゲ ー ム	思 春 期	心 の 健 康 づ く り	う つ ・ う つ 状 態	摂 食 障 害	て ん か ん	そ の 他	計	ひ き こ も り	発 達 障 害	自 殺 関 連	自 死 遺 族	犯 罪 被 害	災 害	
																							延
総 数	390	6	130	15	24	16	7	2	0	7	62	30	2	2	639	806	22	19	15	3	0	0	
保 健 所	280	4	55	12	9	12	7	2	0	3	32	5	0	1	532	615	14	12	3	0	0	0	
保 健 セ ン タ ー	西 区	6	0	4	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	7	9	5	0	0	0	0	0	
	北 区	21	0	8	0	1	0	0	0	0	4	9	0	0	29	43	0	3	1	0	0	0	
	大 宮 区	13	0	9	1	0	1	0	0	0	6	2	0	0	9	19	1	0	0	0	0	0	
	見 沼 区	16	0	11	1	0	0	0	0	0	9	2	0	1	4	17	0	2	1	0	0	0	
	中 央 区	3	0	2	0	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	5	0	0	3	0	0	0	
	桜 区	7	0	7	0	0	0	0	0	2	5	3	0	0	3	13	0	0	0	0	0	0	
	浦 和 区	12	0	9	0	0	2	0	0	0	1	3	0	0	13	19	0	1	0	0	0	0	
	南 区	1	0	1	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	1	15	0	0	0	0	0	0	
	緑 区	8	0	3	1	0	0	0	0	1	1	3	0	0	5	11	1	0	4	0	0	0	
岩 槻 区	23	2	21	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2	36	40	1	1	3	3	0	0		

(3) 家庭訪問

	実人員	実人員の再掲 (新規者の受付経路)		延 人 員											計の再掲					
		医療機関	その他	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	摂食障害	てんかん	その他	計	ひきこもり	自殺関連	計の再掲		
																		自死遺族	犯罪被害	災害
総 数	762	8	189	24	61	38	10	1	0	4	117	0	1	2,016	2,272	23	20	1	0	0
保 健 所	740	6	181	24	61	37	10	1	0	4	104	0	1	1,994	2,236	23	17	1	0	0
保 健 セ ン タ ー	西 区	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0
	北 区	3	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	5	0	0	0	0	0
	大 宮 区	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
	見 沼 区	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	4	0	0	0	0	0
	中 央 区	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0
	桜 区	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
	浦 和 区	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	2	0	0	0
	南 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	緑 区	7	0	1	0	0	0	0	0	0	7	0	0	6	13	0	0	0	0	0
	岩 槻 区	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0

(4) 関係機関との相談

	実人員	延 人 員											計の再掲					
		老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	摂食障害	てんかん	その他	計	ひきこもり	自殺関連	計の再掲		
																自死遺族	犯罪被害	災害
総 数	566	59	43	65	35	1	0	20	124	1	2	2,356	2,706	21	32	9	0	0
保 健 所	478	32	43	42	35	1	0	13	62	0	0	2,167	2,395	13	15	0	0	0
保 健 セ ン タ ー	西 区	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	5	0	0	0	0
	北 区	6	0	0	0	0	0	0	10	0	0	61	71	0	0	0	0	0
	大 宮 区	2	1	0	0	0	0	0	5	0	0	13	19	0	0	0	0	0
	見 沼 区	44	9	0	22	0	0	0	2	0	2	35	70	1	0	0	0	0
	中 央 区	3	0	0	0	0	0	0	27	0	0	0	27	0	5	0	0	0
	桜 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浦 和 区	11	16	0	1	0	0	0	3	0	0	55	75	0	0	0	0	0
	南 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	緑 区	10	1	0	0	0	0	0	18	0	0	4	23	0	3	0	0	0
	岩 槻 区	9	0	0	0	0	0	0	4	0	1	16	21	2	9	9	0	0

(5) 電子メールによる相談(市民対象)

[保健所・保健センター]

保健所・保健センターでは電子メールによる相談を受け、必要に応じて電話相談や面接につなげている。

(件)

保健所	保健センター	合計
73	25	98

**(6) 精神科救急情報センター**

平成 15 年 11 月 1 日から、埼玉県とさいたま市が共同で「埼玉県精神科救急情報センター」を設置し、夜間・休日の市民等からの緊急的な精神科医療相談を受け、助言や必要に応じ医療機関の紹介を行っている。警察官通報（精神保健福祉法第 23 条）の処理も行うため、さいたま市からは保健所職員がローテーション勤務している。

**精神科救急情報センター電話受付件数**

	救急相談電話	通報専用電話
総 数（さいたま市以外を含む）	8,460	1,367
さいたま市域分（再掲）	995	285

救急相談電話は本人・家族等から、通報専用電話は警察からの電話（処遇相談を含む）。さいたま市は精神科救急情報センターにおいて警察官通報を 262 件受理した（再掲）。

**(7) 受診援助**

保健所では、相談の結果、医療機関の受診が必要と判断される場合には、受診に関する支援を実施している。また、精神保健福祉法第 22 条から第 26 条の 3 までの申請、通報、届出を受理し、調査に基づき、精神保健診察を実施し、措置入院業務も行っている。

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第 22 条・第 23 条・第 24 条・第 25 条・第 26 条・第 26 条の 2、3・第 47 条 〉

※報告数につきましては、厚生労働省：衛生行政報告例に準ずる。

**ア 受診援助数、所要時間及び援助結果**

(延数)

支援内容	件数	平均所要時間	援助結果
総 数	531		
同行受診	37	157	医療保護入院:8 任意入院:2 外来受診:27
申請・通報処理	463	381	措置入院:163 措置不要:57 (医療保護入院:22 帰宅:33 その他:2) 診察不要:224 ----- 緊急措置入院:18 (その後の本鑑定 措置入院:11 医療保護入院:2 帰宅:5) 緊急措置入院不要:1 (医療保護入院:0 帰宅:1)
受診調整	22	391	医療保護入院:22
処遇相談 訪問調査	3	130	身体科受診:1 司法対応:1 その他:1
受診勧奨	6	27	

## イ 精神保健福祉法に基づく申請、通報処理状況

	受 件 数	結 果		
		要措置	措置不要	診察不要
総 数	463			
① 一般人申請(法第22条)	2	0	0	2
② 警察官通報(法第23条)	365	措置診察	48	152
		緊急措置診察		
③ 検察官通報(法第24条)	45	16	8	21
④ 保護観察所の長の通報(法第25条)	0	0	0	0
⑤ 矯正施設の長の通報(法第26条)	50	0	1	49
⑥ 精神科病院管理者の届出(法第26条の2)	1	1	0	0
⑦ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報(法第26条の3)	0	0	0	0

## 別表

警察官通報(法第23条) 緊急措置診察実施分	受理件数	緊急措置入院の必要 なしと診察されたもの	緊急措置入院の必要ありと診察された者の その後の処遇		
			措置入院	措置入院以外の入院	入院以外の処遇
	19	1	11	2	5

## ウ 援助事例の疾病分類(国際疾病分類)

(実件数)

国際疾病分類(ICD-10)	総 数	※相 談	申請・通報
		503	40
器質性精神障害	22	1	21
精神作用物質使用による精神障害	32	4	28
統合失調症	223	24	199
感情障害	65	4	61
神経症性障害	26	2	24
生理的要因・身体に関連した行動症候群	9	0	9
成人の人格および行動の障害	22	0	22
知的障害	29	2	27
心理的発達障害	37	3	34
小児期青年期の障害	2	0	2
てんかん	1	0	1
不明・その他	35	0	35

※『ア 受診援助数、所要時間及び援助結果』の『同行受診』と『処遇相談 訪問調査』のケース

※『申請・通報』件数は、令和2年度に受理し、令和3年度に対応したケースを含む

## (8) 事例検討会

### ア 保健所における事例検討会

[保健所]

処遇困難事例への対応方針を協議するため、定例で関係職員による事例検討会を開催している。

〈 根拠法令等 : 平成12年3月31日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

#### 定例事例検討会実施状況

開催回数	参加延人数	検討事例延数
3	25	6

### イ 保健センターにおける事例検討会

[保健センター]

保健センターでは、さまざまな事例への対応方針を協議するため、保健所及びこころの健康センターの技術協力を得て、事例検討会を実施している。令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大のため、実施しなかった。

〈 根拠法令等 : 平成12年3月31日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

## (9) 医療観察法に基づく地域処遇

平成17年7月に施行された「心神喪失の状態で大な他害行為を行った者の医療及び観察に関する法律」により、地域において指定通院医療機関による「医療」を受けることになった場合、その通院期間中は、保護観察所の社会復帰調整官による精神保健観察(継続的な医療を確保のための指導)が実施される。

本人への医療、精神保健観察・必要な援助を円滑に行なうための関係機関によるケア会議に参加し、併せて訪問、面接といった必要な援助を保健所、保健センターが行っている。

〈 根拠法令等 : 医療観察法に基づく地域処遇に関する埼玉県運営要領 〉

## 2 家族教室

保健所では、回復途上にある統合失調症患者の家族を対象に、疾患についての正しい知識、対応の仕方の習得及び家族の健康の向上を目的に家族教室を実施している。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、講義形式ではなく、精神科医等による講座をオンライン配信した(Zoom)。

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第46条・第47条、平成12年3月31日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

実施日	対象者	内容	実施方法	参加人数
3月10日	一般募集	講義「統合失調症とは?治療について」 「家族の接し方について」 「社会復帰への道と利用できる制度について」	Zoomにて配信	19

### 3 技術協力

保健所では、精神保健福祉に関する専門相談機関として、保健センター、障害者総合支援センター及び各区役所支援課への助言を行うとともに、それぞれが実施する事業に協力している。

また、家族会や社会復帰施設等から相談があった場合にも対応している。

〈 根拠法令等 : 平成 12 年 3 月 31 日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

### 4 普及・啓発活動

#### (1) さいたま市はあといきいきプロジェクト

さいたま市では、市民への精神保健福祉の普及・啓発を行うことを目的として、毎年、心の健康に関する講演会を開催している。令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により講演会は中止したが、「はあとふる体操でココロいきいき」と題し、メンタルヘルスと運動に関する動画を作成した。市ウェブサイトと市 Youtube に掲載し、市民のメンタルヘルスに関する理解や普及啓発に努めている。

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第 46 条、平成 12 年 3 月 31 日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

#### (2) 講師派遣

保健所では、関係団体や市民及び関係各課からの依頼により、講師派遣を行っている。

実施日	内容・テーマ	依頼元	実施場所・方法	参加人数
5 月 23 日	精神保健基礎研修	こころの健康センター	こころの健康センター	41
1 月 21 日	精神保健課の業務について	埼玉県立大学	Zoom にて配信	10

## 5 市長同意

[保健センター]

医療保護入院の際は、家族等の同意が必要とされているが、精神保健福祉法第33条第3項には「家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる」と定められている。そのため、保健センターでは、病院からの依頼があった場合に、家族等に関する事項について確認の上、同意の事務を行っている。

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第33条第3項、昭和63年6月22日厚生省保健医療局長通知 〉

### 「市長同意」の状況

(件)

		同意数
総数		53
内訳	西区	2
	北区	5
	大宮区	5
	見沼区	14
	中央区	6
	桜区	4
	浦和区	5
	南区	3
	緑区	6
	岩槻区	3